

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 4 月30日
【計算期間】	第 6 期 (自 平成24年 2 月 7 日 至 平成25年 2 月 6 日)
【ファンド名】	為替参照ファンド2007-02
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ロバート・モレース
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	諏訪部 広
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 グラントウキョウ ノースタワー
【電話番号】	03-6377-2842
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託はソシエテ ジェネラルの完全子会社であるエスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス・エヌバイ（以下、S G Aといいます。）が発行するユーロ円建利付社債のエスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス債（以下、S G A債といいます。）に主に投資することによって、金利収入の獲得および米ドル/円為替レートが一定水準以上の円高にならない場合の償還益の獲得を目指します。またS G A債が別に定める早期償還条項に該当することとなった場合には、信託約款第39条第9項の規定によりファンドも早期償還されます。

ファンドの基本的性格

・商品分類

当ファンドは、単位型投信/海外/その他資産（通貨）/特殊型（条件付運用型）に属するもので主としてS Gのグループ会社が発行する社債「S G A債」を主要投資対象とし、組入れ比率を高位に保ちます。

下記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。当ファンドが該当する商品分類及び属性区分に網掛けで表示しております。

< 商品分類表 >

単位型/追加型 (1)	投資対象地域 (2)	投資対象資産（収益の源泉） (3)	補足分類（ 4 ）
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産（通貨） 資産複合	インデックス型 特殊型 （条件付運用型）

- （ 1 ）単位型投信とは、当初募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
- （ 2 ）投資対象地域による区分で海外とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- （ 3 ）投資対象資産による区分でその他資産とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。当ファンドでは、米ドル/円為替レートに連動したS G A債（債券）を実質主要投資対象とします。
- （ 4 ）補足分類で特殊型とは、目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産（ 5 ）	決算頻度	投資対象地域 (6)	為替ヘッジ	特殊型 (7)
株式 一般/大型株/中小型株 債券 一般/公債/社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合 資産配分固定型/資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	あり なし	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/ 絶対収益追求型 その他

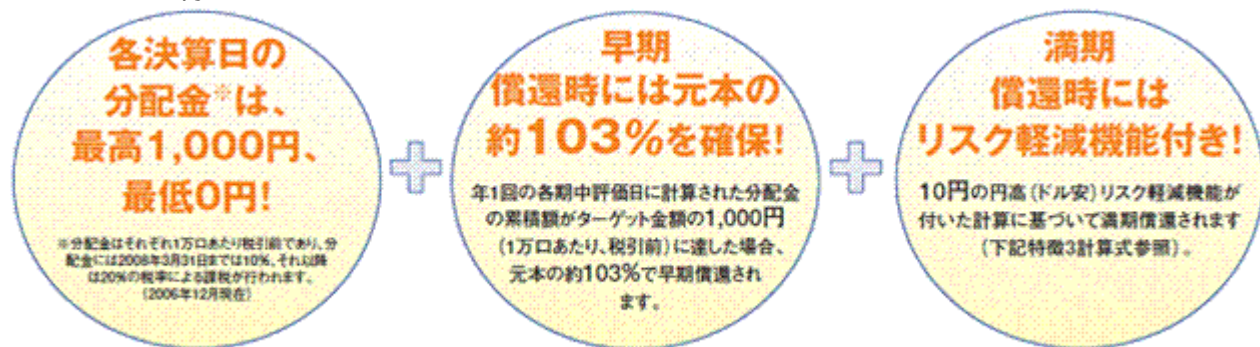
- （ 5 ）投資対象資産による区分で債券（その他債券）とは、目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドは米ドル/円為替レートに連動したS G A債（債券）を実質主要投資対象とします。
- （ 6 ）投資対象地域の北米とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- （ 7 ）特殊型区分で条件付運用型とは、目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

商品分類・属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会の下記のインターネットホー

ムページをご参照下さい。

<http://www.toushin.or.jp/>

ファンドの特色



1 各決算日の分配金^{*}は最高1,000円のお支払い(最低0円)

- 1年目から年1回の期中評価日^{*1}における米ドル/円為替レート^{*2}に連動した分配金のお支払いを目指します。また、分配金1,000円(1万口あたり、税引前)を超過した累積部分の分配金も直後の決算日に支払われます。

<分配金の計算方法>

$$100円 \times \{ \text{評価日為替レート}^{(1)} - (\text{当初為替レート}^{*3} - 9.5円) \}$$

各決算日における分配金は1万口あたり最高1,000円、最低0円になります。ただし、分配金の累積額に上限はありません。

(1) 評価日為替レートは、計算日為替レートも含みます。

※「分配金」について

- ・分配金の表記はそれぞれ1万口あたり、税引前です。・分配金は1円単位で計算されます。・当ファンドでは、分配金の再投資は行いません。
- ・早期償還、または満期償還時の分配金相当額は、償還価額の一部としてお支払いします。

2 早期償還^{*}時には元本の約103%の確保を目指します (最短1年で早期償還の可能性がありますが)

- 1年目以降、年1回の期中評価日に計算される分配金の累積額がターゲット金額の1,000円(1万口あたり、税引前)に到達した場合、元本は約103%で早期償還されます。

※早期償還とは、当初予定していた信託期間が短縮されファンドが償還されることをいいます。(当ファンドの場合、信託期間は最短期1年、最長約10年となります。)

3 満期償還時にはリスク軽減機能が付いています

- 満期償還時には米ドル/円為替レートに連動した償還となりますが、10円分の円高(ドル安)が替リスク軽減機能が付いています。(別途、計算日においても分配金は計算され、償還日に償還価額に加えて支払われます。)

<償還価額(1万口あたり)>

$$10,000円 \times \{ \text{計算日為替レート}^{*4} \div (\text{当初為替レート} - 10円) \}$$

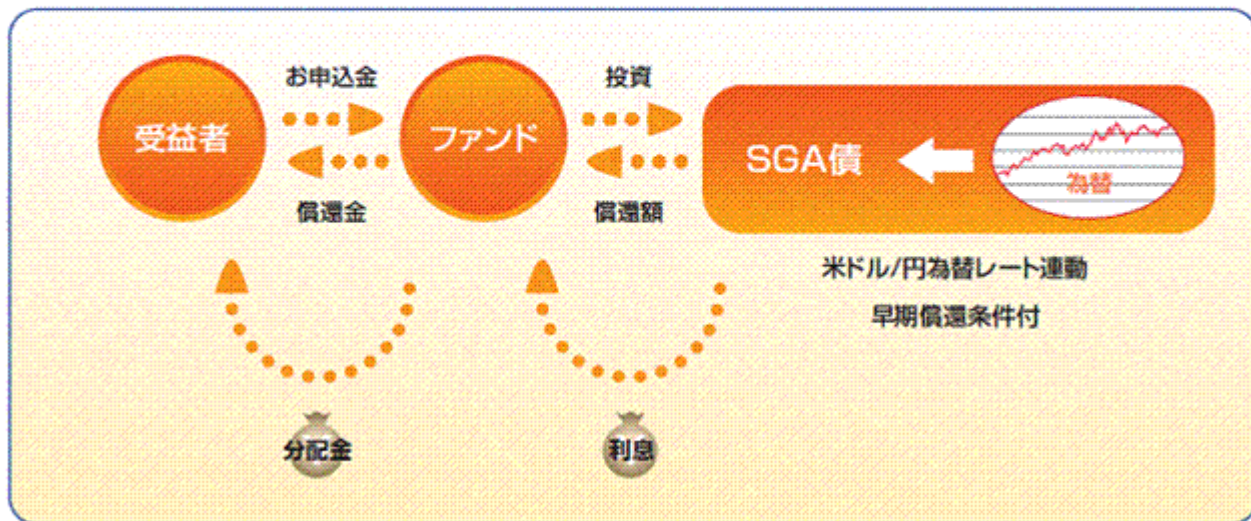
(注)この場合、投資元本を下回る場合があります。

*1 期中評価日	初回期中評価日は設定日から約1年後、以降1年ごとになります(したがって当初約1年間は早期償還されません)。2006年12月22日現在では、以下の予定となっております。なお、法令の変更等により休業日が変更された場合には、この限りではありません。 2008年1月23日 2009年1月23日 2010年1月25日 2011年1月24日 2012年1月23日 2013年1月23日 2014年1月23日 2015年1月23日 2016年1月25日
*2 米ドル/円為替レート	東京時間午後3時における米ドル/円為替レート(ロイターページJPNUミットレート参照)
*3 当初為替レート	ファンド設定日(2007年2月6日)の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート(ロイターページJPNUミットレート参照)
*4 計算日為替レート	計算日(2017年1月23日)の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート(ロイターページJPNUミットレート参照)

※上記ファンドの特徴1、2、3の数値は、組入予定債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。この試算は各仮定に基づいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。

投資方針およびファンドの仕組み

当ファンドは原則として、ソシエテ ジェネラル(SG)のグループ会社であるSGA ソシエテ ジェネラル アクセプタンス N.V.が発行する社債、「SGA債」を主要投資対象とし、組入比率を高位に保ちます。



SGA債

発行体:SGA ソシエテ ジェネラル アクセプタンス N.V.
(SGA Société Générale Acceptance N.V.)

- ソシエテ ジェネラルの100%子会社です。ソシエテ ジェネラルがその債務履行を保証します。

債券の種類:ユーロ円建て・利付債券満期 約10年

- 「SGA債」はユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムにもとづき発行される社債です。
- 「SGA債」の利息収入は信託報酬等を差引いた後、ファンドの分配金にあてられます。

債券の性格

早期償還される場合

- 本ファンドの分配金となる累積利払総額（分配金総額）が1,000円（1万口あたり）以上になった場合、元本の約103%^{※1}を確保して早期償還されます。

満期償還される場合

- 米ドル/円為替レートに連動した償還となります。

<償還式>

元本100%×(計算日為替レート÷(当初為替レート－10円))

※この場合、償還額は投資元本を下回る可能性があります。

※計算日:2017年1月23日

※計算日為替レート:計算日の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート(ロイターページJPNUミッドレート参照)

※1 上記数値は、組入予定債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。この試算は各仮定に基づいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。

<SGA債の概要>

この投資信託の主要投資対象であるSGA債とは、信託約款において以下の概要に基づくものと定義します。

形態 : ユーロ・ミディアム・ターム・ノート(EMTN;私募形式)
発行体 : SGA ソシエテジェネラルアクセプタンスN.V. (保証: ソシエテジェネラル AA/Aa2)
発行通貨 : 日本円

発行額 : 上限300億円
 1 券面額 : 1 万円
 発行価格 : 100%
 販売価格 : 100%
 発行日 : 2007年 2 月16日
 利率起算日 : 2007年 2 月20日
 受渡日 : 利率起算日に同じ
 償還日 : 2017年 1 月30日
 利金額 : 分配金利払額 + 信託報酬分

利率決定日	利払日
2011年 1 月24日	2011年 1 月31日
2012年 1 月23日	2012年 1 月30日
2013年 1 月23日	2013年 1 月30日
2014年 1 月23日	2014年 1 月30日
2015年 1 月23日	2015年 1 月30日
2016年 1 月25日	2016年 2 月 1 日
2017年 1 月23日	2017年 1 月30日

ターゲット利払総額 : 円券面 × 10.00%（ただし総利払い額に上限はございません）
 累積利払総額 : 初回利払日から当該利払日（含まない）までに支払われた利払額の合計
 早期償還 : 当債券は、利払総額（累積利払額 + 当該利払日における利払額）がターゲット
 利払総額に達した時点で、その利払日をもって、円券面103%にて早期償還されま
 す。
 （最終利払日を除く、ただし最終利払日において起算された利率については満期
 償還額に加算される。）

償還為替 : 当初為替 - 10.00円

償還額 : 円券面 × FXf / 償還為替

FXf（計算日為替） = 最終利払日を対象として決定される 5 営業日前（計算
 日）の東京時間午後 3 時の米ドル/円為替スポット
 （ロイターページ JPNU 15:00 ミッドレート）

当初為替（FX0） : 設定日の東京時間午後 3 時における米ドル/円為替レート
 （ロイターページJPNUMミッドレート参照）

期中評価日 :

2008年1月23日	2013年1月23日
2009年1月23日	2014年1月23日
2010年1月25日	2015年1月23日
2011年1月24日	2016年1月25日
2012年1月23日	

評価日為替 : 期中評価日における東京時間午後 3 時における米ドル/円為替レート
 （ロイターページ JPNUMミッドレート参照）

計算日 : 2017年 1 月23日（ファンドの最終決算日の10営業日前）

計算日為替 : 計算日の東京時間午後 3 時における米ドル/円為替レート
 （ロイターページ JPNUMミッドレート参照）

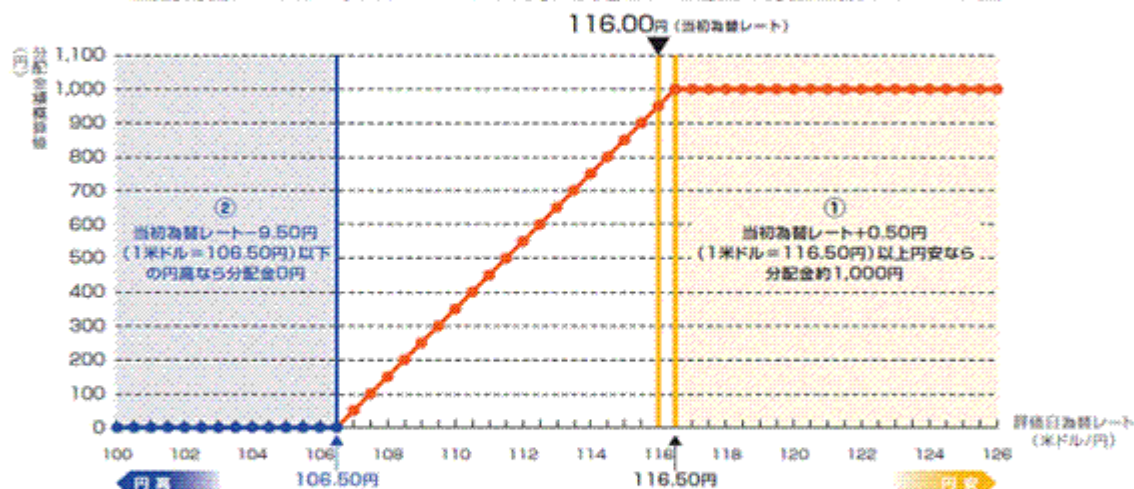
各決算日における分配金のイメージ

1年後の期中評価日から以下の式に基づき計算される金額を分配することを目指します。

$$100円 \times \{ \text{評価日為替レート} (\text{計算日為替レート含む}) - (\text{当初為替レート} - 9.5円) \}$$

各決算日における分配金は1万口あたり最高1,000円、最低0円になります。
ただし、分配金の累積額に上限はありません。

＜当初為替レートが1米ドル＝116.00円に決定された場合の分配金額のイメージ図＞



評価日為替レート(含む計算日為替レート)	106.50円以下	107.00円	108.00円	113.00円	114.00円	115.00円	116.00円	116.50円以上
当初為替レート(含む計算日為替レート) - 当初為替レート	-9.50円以下	-9.00円	-8.00円	-3.00円	-2.00円	-1.00円	0円	0.50円以上
分配金イメージ	0円	約50円	約150円	約650円	約750円	約850円	約950円	約1,000円

①の場合 この例の場合、評価日為替レートが1米ドル＝116.50円(当初為替レートに比べて0.50円、円安の水準)以上の時には、上限の約1,000円の分配金が支払われることを示しております。

②の場合 この例の場合、1米ドル＝106.50円(当初為替レートに比べて9.50円、円高の水準)以下の時には、分配金は0円になることを示しております。

※分配金額は1万口あたり(税引前)で表示しています。※為替の水準等はあくまで仮定であり、実際に適用されるものとは異なります。

早期償還についてのイメージ

当初為替レートを1米ドル＝116円とした場合

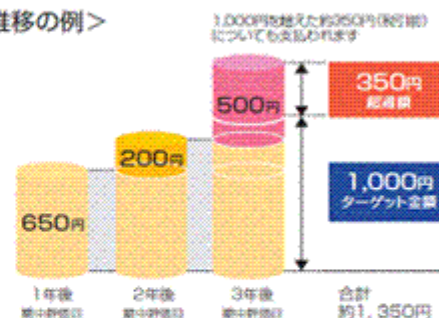
各期中評価日における米ドル/円の為替レートが、

113.00円(1年目) ▶ 108.50円(2年目) ▶ 111.50円(3年目)

この様に推移した場合、各期中評価日に「 $100円 \times \{ \text{評価日為替レート} - (\text{当初為替レート} - 9.5円) \}$ 」この算式に基づいて計算される分配金は右図のようになります。当ファンドは、分配金の累積額が1,000円(ターゲット金額)に達すると、元本の約103%を確保して早期償還されることになります。今回の場合は、3年目に早期償還されることになります。また、分配金の合計がターゲット金額を超過した場合、その超過分も支払われますので、分配金の累積額は1万口あたり、約1,350円(税引前)となります。

※償還となる場合の最終分配金は、償還額に加えてお支払いします。
※上記数値は、購入予定債券をファンド資産として100%組み入れた場合に想定されるものです。
※この試算は各仮定に基づいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。

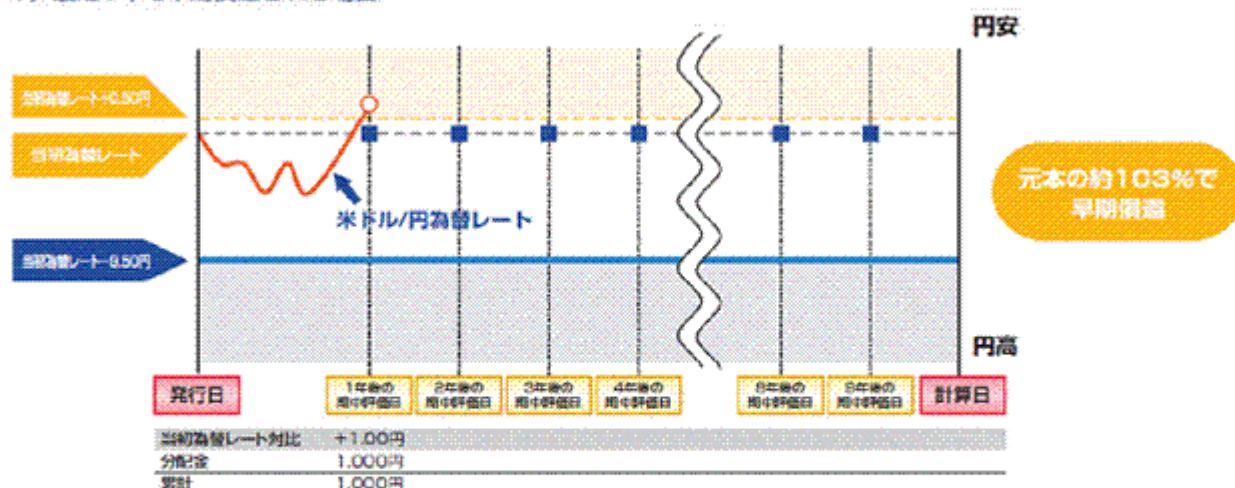
＜分配金の推移の例＞



評価日為替レート	113.00円	108.50円	111.50円
(評価日為替レート) - (当初為替レート)	-3.00円	-7.50円	-4.50円
分配金イメージ	650円	200円	500円
累計	650円	850円	1,350円

米ドル/円為替レートの推移と分配金・償還のイメージ

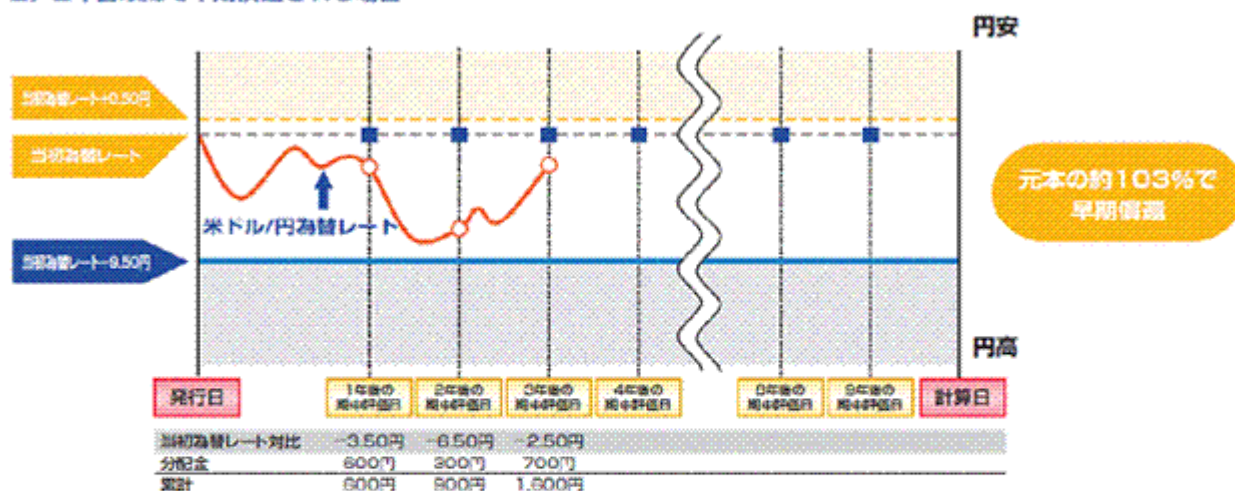
1) 最短1年で早期償還される場合



1年後の期中評価日に米ドル/円為替レートが当初為替レート+0.50円以上の円安になった場合、
分配金がターゲット金額1,000円(1万口あたり)に達する事になり、
早期償還条項が適用され直後の決算日に元本に対して約103%で早期償還されます。
(1回の分配金の上限は、1,000円です。)

$$\begin{aligned} \text{分配金(税引前)} &= 1,000\text{円} \\ &+ \\ \text{早期償還額} &= \text{元本} \times \text{約}103\% \end{aligned}$$

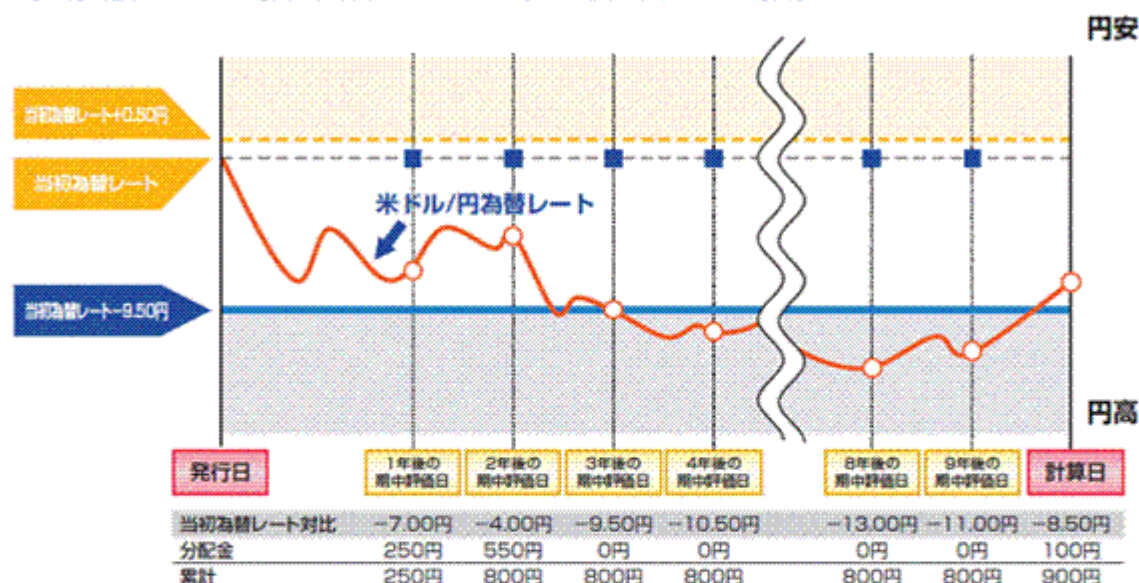
2) 2年目以降で早期償還される場合



3年後の期中評価日に分配金の累積額がターゲット金額1,000円(1万口あたり)に達した為、
早期償還条項が適用され直後の決算日に元本に対して約103%で早期償還されます。
また、ターゲット金額1,000円を超えた分の分配金も支払われます。

$$\begin{aligned} \text{分配金(税引前)} &= 1,600\text{円} \\ &+ \\ \text{早期償還額} &= \text{元本} \times \text{約}103\% \end{aligned}$$

3) 満期償還される場合（為替レートに連動した償還額になる場合）



1年後から9年後までの各期中評価日及び計算日に分配金の累積額が
ターゲット金額1,000円（1万口あたり）を超過しなかった為、為替レートに連動した償還になります。

分配金（税引前）＝900円

＋

満期償還額＝10,000円×{ 計算日為替レート÷（当初為替レート－10円）}

従ってこの場合、当初為替レートに対して10円の円高（ドル安）リスク軽減機能が働いた上で
償還価額が算出されます。

例（上記3の場合）

当初為替レートを**116.00円**、計算日為替レートを**107.50円**とした場合、

$$\begin{aligned} \text{満期償還額} &= 10,000\text{円} \times \{ 107.50\text{円} \div (116.00\text{円} - 10\text{円}) \} \\ &= 10,141.509\text{円} \text{ (1円未満四捨五入)} \rightarrow \underline{10,142\text{円}} \end{aligned}$$

上記の金額をもとに実際の償還価額（1万口あたり）は決定します。

上記グラフは、あくまでも商品特性をわかりやすくするためにイメージ図化したものであり、実際の米ドル/
円為替レートの動きを表したものではありません。

※上記数値は、組入予定債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。

※この試算は各仮定に基づいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。

（2）【ファンドの沿革】

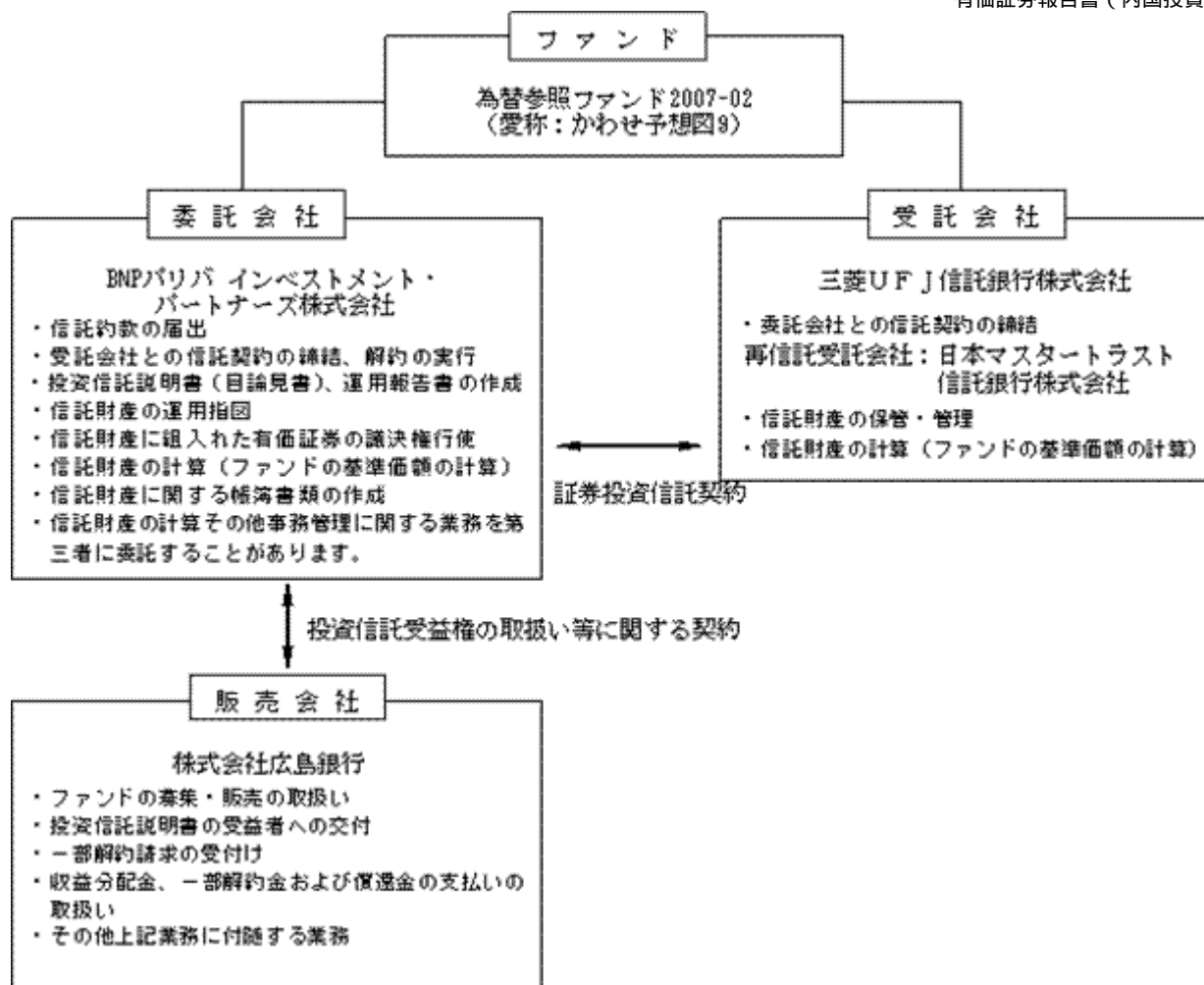
平成18年12月22日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成19年2月6日 ファンドの信託契約締結、ファンドの運用開始

平成22年7月1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・ア
セットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメ
ント株式会社（承継後の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株
式会社）に承継

（3）【ファンドの仕組み】

A ファンドの関係法人



ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・ パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 三菱UFJ信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》 株式会社広島銀行	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付け、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

< 証券投資信託契約 >

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

< 投資信託受益権の取扱い等に関する契約 >

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

B 委託会社等の概況（平成25年3月末現在）

資本金の額 1億円

沿革 平成10年11月9日 会社設立

平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得

平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録
 平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得
 平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
 平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
 平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併
 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更

大株主の状況

株 主 名	住 所	所 有 株 数	所 有 比 率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エ イ	フランス共和国 パリ75009 ブルヴァーオスマン1	19,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドは原則として、ソシエテ ジェネラル（S G）のグループ会社であるS G A ソシエテ ジェネラル アクセプタンス N.V. が発行する社債、「S G A 債」を主要投資対象とし、組入比率を高位に保ちます。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）

(c) 金銭債権（（a）、（d）に掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。）

(d) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）

(ロ) 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

(b) 抵当証券

(c) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

投資対象とする有価証券

主として「S G A 債」に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

(a) 株券または新株引受権証書

(b) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(c) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

(d) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
および新株予約権証券

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(a) 預金

(b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(c) コール・ローン

(d) 手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 の(a)から(d)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（３）【運用体制】

運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

・運用部門（７名）

マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

・トレーディング部門（２名）

運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。

・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（９名）

原則として月１回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

・内部管理委員会（８名）

原則として月１回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（６名）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

意思決定プロセス

（a）運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

（b）上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。

（c）ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

（d）運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

上記の委託会社の運用体制等は平成25年３月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

BNPパリバグループの概要（平成25年３月末現在）

BNPパリバグループ

BNPパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界約80ヶ国におよそ20万人の従業員を擁します。コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という３つの主要業務分野を核に事業展開し、それぞれ業界のキープレーヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパでは全業務を展開しており、なかでもフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクはリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。欧州-地中海沿岸全域において総合的な金融業務を展開するとともに、米国においても強大な拠点網を有します。欧州で既に確固とした地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、アジアにおいても着実に拡大を続けています。

日本国内においても約800名のスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ

BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。

800人を超える各資産クラス向けのサービスと商品に精通した運用担当者が、世界中の60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。

（４）【分配方針】

信託財産から生じる利益（以下、収益といいます。）は、原則として決算日ごとに以下の方針に基づき分配されます。

収益分配方針

毎年1回、原則として2月6日（休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

（1）分配対象額の範囲

元本超過額、または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。

（2）分配方針

1口当たりの分配金額は、委託会社が、信託契約締結日（平成19年2月6日）に定める目標分配額を目指しつつ、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

（3）留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

収益の分配方式

信託期間中の収益の分配は、以下に掲げる収益分配可能額の範囲内で、別に定める収益分配方針にしたがって行います。

収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、信託約款第31条、第32条第1項および第3項の規定による支出金控除後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じて、次の各号に掲げる額とします。

1. 当該純資産総額が当該元本額以上の場合には、当該元本超過額、または配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から信託約款第31条、第32条第1項および第3項に規定する支出金ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額
2. 当該純資産総額が当該元本額に満たない場合には、配当等収益から信託約款第31条、第32条第1項および第3項に規定する支出金ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額

収益分配金のお支払

収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（5）【投資制限】

S G A 債以外の有価証券への投資は、信託約款第13条の範囲で行います。

原則として、外貨建資産への直接投資は行いません。

同一銘柄の債券へ信託財産の純資産総額の50%を超えて投資することができます。

公社債の空売りの指図はしません。

公社債の借入れの指図はしません。

資金の借入れについては、信託約款第26条の範囲で行います。

取得時において信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

<法令により制限される取引等>

当ファンドに適用される投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）等関連法令上により、後記に掲げる取引は、制限されます。

デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わない

ものとし、

同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり償還時および途中解約時の元本が保証されているものではありません。またファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、投資者保護基金による支払対象ではありません。したがって、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらはファンドのリスクを全て記載したものではなく、当該記載以外にもリスクは存在します。

為替変動リスク

ファンドが主要投資対象とするSGA債は、米ドル/円為替レートの変動により価額が変動します。受益者の皆様が受け取る償還金額は、米ドル/円為替レートの変動によって変動する他、中途換金時の解約代金も米ドル/円為替レートの変動の影響を受け損失を被ることがあります。

金利変動リスク

ファンドが主要投資対象とするSGA債は、金利の変動によって債券価格が変動します。したがって、ファンドの基準価額は金利変動による影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

ファンドはSGA債に投資することから、SGA債の発行会社であるエスジーエー・ソシエテジェネラル アクセプタンス・エヌビイの倒産リスクの影響を受けますが、ソシエテジェネラル（SG）がSGA債の債務履行を保証しているため、ファンドはSGの信用リスクの影響も受けません。SGの経営不振もしくは債務不履行が生じた場合には、当該債券が大きく下落することがあります。このような場合にはファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

銘柄集中リスク

ファンドは、原則としてSGA債を主要投資対象とし、原則として組み入れたSGA債は償還されるまで保有することから、複数銘柄に分散された投資信託に比べ、SGA債の価格がファンドの基準価額におよぼす影響が強くなります。

流動性リスク

ファンドは、SGA債に投資し、当該債券が償還されるまで保有することを原則としますが、当該債券を一部売却するには特定の販売会社が買い取る形式を取ることによって流動性の確保を図っております。よって特定の販売会社が債務不履行等の事由により当該債券の買取りを行えなくなった場合等には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<当ファンドの留意点>

為替レートの計測・公表等に関する留意点

期中評価日に何らかの理由により指標とする米ドル/円為替レート（東京時間午後3時における米ドル/円為替レート（ロイターページJPNUミッドレート参照））の計測・公表ができなくなった場合、また当該米ドル/円為替レートに重大な修正が行われた場合、または公表された当該米ドル/円為替レートの水準がその後訂正された場合等には、当初為替レート、期中評価日を変更することや、委託会社または組み入れたSGA債の発行会社が適切と判断する数値を用いて当該米ドル/円為替レートとすることがあります。また、期中評価日に関する日程は、当初有価証券届出書提出日（2006年12月22日）において知り得る暦によるものであり、休日等に変更・追加があった場合等には、当該日程が変更になる場合があります。

換金に関する留意点

・当ファンドは、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情等により、委託会社の判断でファンド換金のお申込みの各受付を中止すること、及び既に受付した換金のお申込みを取消す場合があります。

・当ファンドの一部解約時の価額は、早期償還時における償還目標額のように投資した元本確保をする設計を行っておらず、市場の動向により換金価額は、ファンドの目標償還価額や投資元本を下回ることがあります。

分配金及び償還価額に係る留意点

・当ファンドが目標とする分配金及び償還額等は、主要投資対象であるS G A債の購入価格、利払い、償還条件等が当初予定通りに行われた場合のものであり、実際の分配金及び償還額等を保証するものではありません。S G A債の発行会社の信用度、債務不履行により分配金がお支払い出来ない場合があります。また当ファンドの運営や主要投資対象のS G A債の取引コスト、税制変更等で予想外の費用等が発生した場合には、ファンドの目標とする分配金及び償還価額等が確保されない可能性があります。

・委託会社の判断でやむを得ない事情等により信託期間の途中で投資信託契約を解約し、繰上償還させる場合があります。その際の償還価額は、ファンドの目標償還価額や投資元本を下回ることがあります。

<その他の留意事項>

解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事、大規模停電などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

<投資信託についての一般的な留意事項>

市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

投資信託は預金または金融債ではありません。

投資信託は保険契約ではありません。

投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。

投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のご投資家様が負うことになります。

証券会社（第一種金融商品取引業者）を通して購入されていない投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

<法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点>

当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

<販売会社に係る留意点>

収益分配金、一部解約金、償還金のお支払いは全て販売会社を通じて行われます。委託会社はそれぞれの場合においてその金額を販売会社に対してのお支払い後は、各ご投資家へのお支払いについての責任は負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込金額のお預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

<投資リスクに対する管理体制>

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門及びプロダクト部門においてモニタリングを行います。運用部門におけるリスク管理に加えて、インベストメント・リスク管理部が、ポートフォリオの市場リスク、信用リスクなどのインベストメント・リスクを管理します。インベストメント・リスク管理部は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内において、コンプライアンス、パーマナントコントロール及びリスク統括部門に属しております。インベストメント・リスク管理部は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスクなどのインベストメント・リスクの管理と、インベストメント・コンプライアンスに関する業務をカ

バーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。また、法務・コンプライアンス部門においては法令・諸規則、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	C E O、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部門の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限 / 責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、C E O、C O O、インベストメント・リスク管理部門の代表者、運用部門の代表者、業務部門の代表者、内部監査部門の代表者、監査役
所管業務	業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善
権限 / 責任範囲	上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整

上記の内容は平成25年3月末現在であり、ファンドの投資リスクに対する管理体制は委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た金額（1口当たり）でした。お申込手数料に係る消費税及び地方税消費税が含まれます。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

換金手数料はありません。

信託財産留保額

信託財産留保額はありません。

（３）【信託報酬等】

信託期間を通じて、信託財産の残存元本総額に対し年10,000分の65（税抜）の率を乗じて得た金額が信託報酬として毎日計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬の配分は、委託会社が年率0.30%（税抜）、販売会社が年率0.30%（税抜）、受託会社が年率0.05%（税抜）になります。信託報酬にはそれぞれ消費税等相当額が加算されます。

信託報酬の支払いは、毎計算期末または信託の終了のときに、信託財産中から支弁します。また、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

上記の 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、信託約款第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の残存元本総額に応じて計算し、毎計算期末または信

託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁することができます。

上記費用につきましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求の都度、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。従って予めその金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）に係る手数料等の合計額、上限額、計算方法等は保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあったりすることから、予め具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成25年３月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせ下さい。
なお、今後税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

●個人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金に対する源泉徴収税率は原則、20％（所得税15％、地方税５％）となります。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10％（所得税７％、地方税３％）が源泉徴収されます。また、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1％の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成25年12月31日まで	平成26年１月１日から 平成49年12月31日まで	平成50年１月１日以降
10.147％ （所得税7.147％、地方税３％）	20.315％ （所得税15.315％、地方税５％）	20％ （所得税15％、地方税５％）

当ファンドが支払う収益分配金は、全額課税対象です。

- * 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損との損益通算を行うことができます。なお、総合課税、申告分離課税の選択については、その選択により所得金額及び税額が不利になる可能性もありますので、詳細につきましては税務専門家に確認して頂くことをお勧め致します。
- * 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20％（所得税15％、地方税５％）の申告分離課税が適用されます。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率10％（所得税７％、地方税３％）の申告分離課税が適用されます。また、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1％の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成25年12月31日まで	平成26年１月１日から 平成49年12月31日まで	平成50年１月１日以降
10.147％ （所得税7.147％、地方税３％）	20.315％ （所得税15.315％、地方税５％）	20％ （所得税15％、地方税５％）

- * 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額とみなされ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限り、）と損益通算を行うことができます。
- * 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

●法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金に対する源泉徴収税率は原則、15％（所得税）となります。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。また、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
7.147%（所得税）	15.315%（所得税）	15%（所得税）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の元本超過額に対する源泉徴収税率は原則、15%（所得税）となります。ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。また、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
7.147%（所得税）	15.315%（所得税）	15%（所得税）

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。
受取配当等益金不算入制度の適用はありません。

詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

平成25年3月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
社債券	オランダ	553,153,990	99.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,503,891	0.45
合計（純資産総額）		555,657,881	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（評価額上位銘柄）

平成25年3月末現在

国/地域	種類	銘柄名	額面 （千円）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資 比率 （%）
オランダ	社債券	S G A債 2017/01/30	679,300	100.00 679,300,000	81.43 553,153,990	99.55

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

（種類別の投資比率）

平成25年3月末現在

種類	国内/外国	投資比率（%）
社債券	外国	99.55

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年3月末から平成25年3月末における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	（平成20年2月6日）	1,000	1,000	7,957	7,957
第2期	（平成21年2月6日）	856	856	6,891	6,891
第3期	（平成22年2月8日）	710	710	6,688	6,688
第4期	（平成23年2月7日）	558	558	6,074	6,074
第5期	（平成24年2月6日）	495	495	6,085	6,085
第6期	（平成25年2月6日）	547	547	7,968	7,968
	平成24年3月末日	512	-	6,610	-
	平成24年4月末日	507	-	6,539	-
	平成24年5月末日	494	-	6,381	-
	平成24年6月末日	492	-	6,438	-
	平成24年7月末日	479	-	6,388	-
	平成24年8月末日	479	-	6,489	-
	平成24年9月末日	477	-	6,491	-
	平成24年10月末日	481	-	6,627	-
	平成24年11月末日	495	-	6,916	-
	平成24年12月末日	504	-	7,268	-
	平成25年1月末日	541	-	7,874	-
	平成25年2月末日	540	-	7,940	-
	平成25年3月末日	555	-	8,180	-

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金（円）
第 1 期計算期末	-
第 2 期計算期末	-
第 3 期計算期末	-
第 4 期計算期末	-
第 5 期計算期末	-
第 6 期計算期末	-

【収益率の推移】

		収益率（％）
第 1 期	（平成20年 2 月 6 日）	20.4
第 2 期	（平成21年 2 月 6 日）	13.4
第 3 期	（平成22年 2 月 8 日）	2.9
第 4 期	（平成23年 2 月 7 日）	9.2
第 5 期	（平成24年 2 月 6 日）	0.2
第 6 期	（平成25年 2 月 6 日）	30.9

（注）各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日(平成19年 2 月6日)から第 6 期末(平成25年 2 月 6 日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第 1 期	1,257,700,000	-
第 2 期	-	15,000,000
第 3 期	-	180,700,000
第 4 期	-	142,800,000
第 5 期	-	104,500,000
第 6 期	-	127,000,000

（注）上記数字は全て本邦内におけるものです。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- a 販売会社は、募集期間中（平成19年1月9日から平成19年2月2日まで）の販売会社の各営業日において、「第一部証券情報」に記載されている内容に従って受益権の募集の取扱いを行いました。取得申込は、委託会社が指定する申込取扱場所において、販売会社が指定する申込単位、及び申込方法によって行われます。
- b 受益権の価額は、1口あたり1円としました。
- c 受益権の申込単位は50万口以上10万口単位といたしました。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2【換金（解約）手続等】

受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。以下、本項において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位、もしくは委託会社の指定する販売会社が別に定める口数または申込単位をもって、原則毎月27日（日本の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合は翌営業日）に一部解約の実行を請求することができます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付後の毎月6日（日本の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合は翌営業日）の基準価額とします。

信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託会社の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

委託会社は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

委託会社は、S G A債の時価評価ができない場合、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合は、委託会社の判断で一部解約の実行を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。これにより一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受け付けの中止を解除した後の最初の月の27日（日本の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合は翌営業日）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前項の規定に準じて算出した価額とします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

A 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

B 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は平成19年2月6日から平成29年2月6日までです。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年2月7日から翌年2月6日までとすることを原則とします。前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

A 償還金

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

B 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドにかかる、知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドにかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、上記の信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記から上記の規定にしたがいます。

C 販売会社との契約の更改等に関する手続

販売会社との販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1ヵ年とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社及び販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

D 運用報告書の作成

委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の定めるところにより、毎期決算後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申出をうけた受益者の住所に販売会社より運用報告書の送付を行います。

E 信託の終了

委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、当ファンドを解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
2. やむを得ない事情が発生したとき
3. 信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき

委託会社は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドにかかる、知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドにかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託会社は、当ファンドの解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託会社は、次の場合においては、当ファンドを解約し、信託を終了させます。

1. 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
2. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき
3. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

委託会社は、前項により信託契約を解約するときは、上記の規定にしたがいます。ただし、前項1.および2.により解約するときは、上記のただし書きの適用はないものとします。

委託会社は、S G A債が、別に定める早期償還条項に該当することとなった場合、当ファンドを解約し、信託を終了させます。この場合の手続きについては、上記の規定に係わず、投資信託及び投資法人に関する法律第20条第2項を適用するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

分配金・償還金受領権

受益者が、収益分配金について信託約款第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について信託約款第35条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（注）ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払します。

受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき一部解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成24年2月7日から平成25年2月6日まで）の財務諸表について、優成監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【為替参照ファンド2007-02】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 5 期 (平成24年 2 月 6 日現在)	第 6 期 (平成25年 2 月 6 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,387,891	6,890,582
社債券	490,516,260	539,818,050
未収入金	4,240,600	5,871,900
未収利息	108,074	91,009
流動資産合計	501,252,825	552,671,541
資産合計	501,252,825	552,671,541
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	426,773	361,266
未払委託者報酬	5,120,962	4,334,856
流動負債合計	5,547,735	4,696,122
負債合計	5,547,735	4,696,122
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 814,700,000	1, 2 687,700,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3 318,994,910	3 139,724,581
元本等合計	495,705,090	547,975,419
純資産合計	495,705,090	547,975,419
負債純資産合計	501,252,825	552,671,541

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 5 期 自 平成23年 2 月 8 日 至 平成24年 2 月 6 日	第 6 期 自 平成24年 2 月 7 日 至 平成25年 2 月 6 日
営業収益		
受取利息	5,982,200	5,164,606
有価証券売買等損益	1,556,670	135,835,490
その他収益	316,960	277,806
営業収益合計	7,855,830	141,277,902
営業費用		
受託者報酬	453,548	391,657
委託者報酬	5,442,328	4,699,576
営業費用合計	5,895,876	5,091,233
営業利益又は営業損失（ ）	1,959,954	136,186,669
経常利益又は経常損失（ ）	1,959,954	136,186,669
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,959,954	136,186,669
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	360,873,964	318,994,910
剰余金増加額又は欠損金減少額	39,919,100	43,083,660
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	39,919,100	43,083,660
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	318,994,910	139,724,581

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	---

(追加情報)

当期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

第 5 期 (平成24年 2 月 6 日現在)	第 6 期 (平成25年 2 月 6 日現在)
1 信託財産に係る設定年月日、設定元本額、期首元本額及び元本残存率 設定年月日 平成19年 2 月 6 日 設定元本額 1,257,700,000円 期首元本額 919,200,000円 元本残存率 64.78%	1 信託財産に係る設定年月日、設定元本額、期首元本額及び元本残存率 設定年月日 平成19年 2 月 6 日 設定元本額 1,257,700,000円 期首元本額 814,700,000円 元本残存率 54.68%
2 計算期間末における受益権の総数 814,700,000口	2 計算期間末における受益権の総数 687,700,000口
3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、318,994,910円であります。	3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、139,724,581円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第5期

自 平成23年2月8日
至 平成24年2月6日

1 分配金の計算過程

（自 平成23年2月8日 至 平成24年2月6日）

平成24年2月6日における費用控除後の利息等収益379,215円（1万口当たり4円）を分配対象額としておりますが、分配方針により分配を行っておりません。

当ファンドの利息等収益	A	6,299,160	円
経費	B	5,895,876	円
費用控除後の利息等収益	C (A-B)	403,284	円
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	814,700,000	口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	866,408,333	口
分配可能額	F (C × D/E)	379,215	円
1万口当たり分配可能額	G (F/D) × 10,000	4	円
1万口当たり分配額	H	-	円
収益分配金額	I (H × D)/10,000	-	円

第6期

自 平成24年2月7日
至 平成25年2月6日

1 分配金の計算過程

（自 平成24年2月7日 至 平成25年2月6日）

平成25年2月6日における費用控除後の利息等収益323,803円（1万口当たり4円）を分配対象額としておりますが、分配方針により分配を行っておりません。

当ファンドの利息等収益	A	5,442,412	円
経費	B	5,091,233	円
費用控除後の利息等収益	C (A-B)	351,179	円
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	687,700,000	口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	745,841,666	口
分配可能額	F (C × D/E)	323,803	円
1万口当たり分配可能額	G (F/D) × 10,000	4	円
1万口当たり分配額	H	-	円
収益分配金額	I (H × D)/10,000	-	円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（社債券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、銘柄集中リスク、流動性リスクを有しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門及びプロダクト部門においては、運用管理の一環として保有債券の価格動向や発行者の信用リスク等のモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。

.金融商品の時価等に関する事項

	第5期 （平成24年2月6日現在）	第6期 （平成25年2月6日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 ----- (3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 ----- (3) 上記以外の金融商品 同左

（有価証券に関する注記）

第5期（平成24年2月6日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
社債券	485,820
合計	485,820

第6期（平成25年2月6日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
社債券	127,692,310
合計	127,692,310

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第5期 （平成24年2月6日現在）			第6期 （平成25年2月6日現在）		
1口当たり純資産額	0.6085	円	1口当たり純資産額	0.7968	円
（1万口当たり純資産額	6,085	円）	（1万口当たり純資産額	7,968	円）

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
社債券	SGA債 2017/01/30	680,300,000	539,818,050	
社債券 小計		680,300,000	539,818,050	
合計		680,300,000	539,818,050	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年 3 月29日

資産総額	556,305,814	円
負債総額	647,933	円
純資産総額 (-)	555,657,881	円
発行済数量	679,300,000	口
1 口当たり純資産額 (/)	0.8180	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

当ファンドの受益権は振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

A 名義書換

該当するものではありません。

B 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

C 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。但し、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

D 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、前記の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

E 受益権の再分割

受益権の再分割を行いません。但し、社振法に定めるところに従い、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

F 償還金

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

G 質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成25年3月末現在）

資本金の額	1 億 円
発行株式総数	50,000 株
発行済株式総数	19,000 株

（最近5年間における資本金の額の増減）

平成21年6月30日に4億5,000万円の増資
平成22年2月5日に4億5,000万円の減資
平成25年3月18日に2億5,000万円の増資
平成25年3月21日に6億円の減資

b. 委託会社等の機構（平成25年3月末現在）

- (1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、しない時もしくは議長となろうとしない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用の意思決定プロセス

運用部門が独自に行う調査およびBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢および個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式および債券市場・為替市場等）の分析を行います。

運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバックおよび担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成25年3月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	58	2,088

種類	ファンド数(本)	純資産総額合計額(単位:億円)
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	22	439
単位型公社債投資信託	20	439
合計	100	2,967

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。第15期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)に係る中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第13期 (平成23年 3月31日現在)		第14期 (平成24年 3月31日現在)	
資産の部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	* 2		1,097,456		768,307
前払費用			40,611		12,385
未収委託者報酬			1,068,576		655,853
未収運用受託報酬			269,440		226,054
未収投資助言報酬			66,031		48,828
未収収益			1,011,320		917,654
未収入金			9,158		2,508
立替金			16,666		5,241
未収消費税等			2,550		239
貸倒引当金			18,954		-
流動資産計			3,562,858		2,637,075
固定資産					
有形固定資産			121,782		141,257
建物	* 1	118,534		139,112	
器具備品	* 1	3,248		2,144	
無形固定資産			257,758		150,229
ソフトウェア		2,752		2,086	
のれん		252,714		148,142	
その他		2,291		-	
投資その他の資産			379,872		246,756
長期差入保証金		372,871		240,756	
その他		7,000		6,000	
固定資産計			759,412		538,243
資産合計			4,322,270		3,175,319

期別		第13期 (平成23年 3 月31日現在)		第14期 (平成24年 3 月31日現在)		
負債の部						
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額	
		千円	千円	千円	千円	
流動負債	* 2					
預り金			179,435		149,373	
未払金			1,021,798		689,874	
未払手数料		675,141		405,835		
未払委託調査費		313,612		205,562		
その他未払金		33,045		78,477		
未払費用			723,575		428,653	
未払法人税等			15,855		10,967	
賞与引当金			90,353		71,596	
役員賞与引当金			11,222		10,474	
関係会社借入金			300,000		-	
流動負債計			2,342,235		1,360,940	
固定負債						
繰延税金負債				-		18,451
退職給付引当金				482,224		395,793
役員退職慰労引当金			-		144,529	
預り敷金保証金			223,121		217,532	
資産除去債務			-		52,153	
固定負債計			705,345		828,460	
負債合計			3,047,579		2,189,400	
純資産の部						
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額	
		千円	千円	千円	千円	
株主資本						
資本金			450,000		450,000	
資本剰余金			1,915,644		1,915,644	
資本準備金		7,777		7,777		
その他資本剰余金		1,907,867		1,907,867		
利益剰余金			1,090,952		1,379,726	
利益準備金		75,500		75,500		
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		1,166,452		1,455,226		
株主資本合計			1,274,691		985,918	
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金			0		-	
評価・換算差額等合計			0		-	
純資産合計			1,274,691		985,918	
負債・純資産合計			4,322,270		3,175,319	

（２）【損益計算書】

期別		第13期 自平成22年４月１日 至平成23年３月31日		第14期 自平成23年４月１日 至平成24年３月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			3,804,714		2,793,423
運用受託報酬			644,089		699,353
投資助言報酬			164,216		207,959
その他営業収益			1,172,399		1,449,701
営業収益計			5,785,419		5,150,437
営業費用					
支払手数料			2,057,927		1,445,192
広告宣伝費			26,297		20,624
調査研究費			89,765		77,156
委託調査費			719,478		540,834
委託計算費			348,430		212,834
営業雑経費			88,685		44,993
印刷費		83,216		39,336	
協会費		5,468		5,656	
営業費用計			3,330,584		2,341,635
一般管理費					
給料			1,363,746		1,417,023
役員報酬		116,319		74,558	
給料・手当		1,109,432		1,192,871	
賞与		137,995		149,592	
業務委託費			279,364		632,286
交際費			3,077		1,363
旅費交通費			51,306		47,975
事業税			15,767		17,590
租税公課			11,443		6,978
不動産賃借料			225,073		264,120
賞与引当金繰入額			76,142		71,595
役員賞与引当金繰入額			11,222		10,474
退職金			19,929		3,743
退職給付費用			103,207		82,846
役員退職慰労金			4,203		-
役員退職慰労引当金繰入額			-		3,495
固定資産減価償却費			13,021		11,693
のれん償却費			78,428		104,571
諸経費			217,815		261,767
一般管理費計			2,473,750		2,937,526
営業利益又は営業損失（ ）			18,915		128,724

期別		第13期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日		第14期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益		千円	千円	千円	千円
受取利息	* 1		222		8
為替差益			51,460		-
雑益			12,174		4,427
営業外収益計			63,858		4,435
営業外費用					
支払利息	* 1		1,490		608
為替差損			-		68,898
雑損失			3,968		6,729
営業外費用計			5,458		76,235
経常利益又は経常損失（ ）			39,484		200,524
特別損失					
割増退職金			-		56,146
固定資産除却損			397		9,850
過年度賞与引当金繰入不足額			14,211		-
特別損失計			14,609		65,997
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失（ ）			24,875		266,522
法人税、住民税及び事業税		3,982		3,800	
法人税等調整額		353,209	357,191	18,451	22,251
当期純利益又は当期純損失（ ）			332,316		288,773

（３）【株主資本等変動計算書】

第13期

自 平成22年４月１日

至 平成23年３月31日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	当期首残高	450,000
	当期変動額	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	7,777
	当期変動額	-
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	当期首残高	450,000
	当期変動額	企業結合による増加 1,457,867
	当期変動額合計	1,457,867
	当期末残高	1,907,867
資本剰余金合計	当期首残高	457,777
	当期変動額	1,457,867
	当期末残高	1,915,644
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	341,418
	当期変動額	企業結合による増加 492,718
	当期純利益	332,316
	当期変動額合計	825,034
	当期末残高	1,166,452
利益剰余金合計	当期首残高	265,918
	当期変動額	825,034
	当期末残高	1,090,952
株主資本合計	当期首残高	641,859
	当期変動額	632,832
	当期末残高	1,274,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	-
	当期変動額	0
	当期末残高	0
純資産合計	当期首残高	641,859
	当期変動額	632,832
	当期末残高	1,274,691

第14期

自 平成23年 4 月 1 日

至 平成24年 3 月31日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	当期首残高	450,000
	当期変動額	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	7,777
	当期変動額	-
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	当期首残高	1,907,867
	当期変動額	-
	当期末残高	1,907,867
資本剰余金合計	当期首残高	1,915,644
	当期変動額	-
	当期末残高	1,915,644
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	1,166,452
	当期変動額	当期純利益 288,773
		当期変動額合計 288,773
	当期末残高	1,455,226
利益剰余金合計	当期首残高	1,090,952
	当期変動額	288,773
	当期末残高	1,379,726
株主資本合計	当期首残高	1,274,691
	当期変動額	288,773
	当期末残高	985,918
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	0
	当期変動額	0
	当期末残高	-
純資産合計	当期首残高	1,274,691
	当期変動額	288,773
	当期末残高	985,918

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却によっております。
3．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。

（追加情報）

当会計期間の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第13期 （平成23年3月31日現在）	第14期 （平成24年3月31日現在）
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。
建物 31,845千円	建物 10,046千円
器具備品 8,567千円	器具備品 6,476千円
* 2 関係会社項目	* 2 関係会社項目
預金 1,073,099千円	預金 758,379千円
関係会社借入金 300,000千円	

（損益計算書関係）

第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
* 1 関係会社取引項目	* 1 関係会社取引項目
支払利息 1,490千円	支払利息 162千円

（株主資本等変動計算書関係）

（株主資本等変動計算書関係）

第13期					
自 平成22年 4 月 1 日					
至 平成23年 3 月31日					
1．発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	9,000	-	-	9,000	
2．配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	一株当り 配当額 （円）	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

有価証券報告書（内容投資情報）

第14期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日					
1．発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	9,000	-	-	9,000	
2．配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	一株当り 配当額 （円）	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

(リース取引関係)

第13期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	第14期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日												
(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。	(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。												
(2) オペレーティング・リース取引（借主側）は 次の通りであります。	(2) オペレーティング・リース取引（借主側）は 次の通りであります。												
オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料												
<table> <tr> <td>1 年</td><td>259,940千円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>302,501千円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>562,442千円</td></tr> </table>	1 年	259,940千円	1 年超	302,501千円	合 計	562,442千円	<table> <tr> <td>1 年内</td><td>207,337千円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>115,006千円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>322,343千円</td></tr> </table>	1 年内	207,337千円	1 年超	115,006千円	合 計	322,343千円
1 年	259,940千円												
1 年超	302,501千円												
合 計	562,442千円												
1 年内	207,337千円												
1 年超	115,006千円												
合 計	322,343千円												

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第13期

自 平成22年4月1日

至 平成23年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金、預り敷金保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

関係会社借入金、支払期日にその支払いを実行するため、同行の当座預金に資金を留保しており流動性リスクは担保されている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第13期

（平成23年3月31日現在）

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	1,097,456	1,097,456	-
未収委託者報酬	1,068,576	1,068,576	-
未収運用受託報酬	269,440		
貸倒引当金（＊１）	18,954		
	50,486	250,486	-
未収投資助言報酬	66,031	66,031	-
未収収益	1,011,320	1,011,320	-
未収入金	9,158	9,158	-
長期差入保証金	372,871	364,400	8,471
資産計	3,875,900	3,867,429	8,471
未払手数料	675,141	675,141	-
未払委託調査費	313,612	313,612	-
その他未払金	33,045	33,045	-
未払費用	723,575	723,575	-
関係会社借入金	300,000	300,000	-
預り敷金保証金	223,121	215,101	8,020
負債計	2,268,494	2,260,474	8,020

（＊１）未収運用受託報酬に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

（注１）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

（１）預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（４）長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

（５）未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（６）その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（７）関係会社借入金

借入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,097,456	-	-	-
未収委託者報酬	1,068,576	-	-	-
未収運用受託報酬	269,440	-	-	-
未収投資助言報酬	66,031	-	-	-
未収収益	1,011,320	-	-	-
未収入金	9,158	-	-	-
長期差入保証金	140,234	232,637	-	-

1. 金融商品の状況に関する事項

第14期

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金、預り敷金保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第14期
(平成24年3月31日現在)

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	768,307	768,307	-
未収委託者報酬	655,853	655,853	-
未収運用受託報酬	226,054	226,054	-
未収投資助言報酬	48,828	48,828	-
未収収益	917,654	917,654	-
未収入金	2,508	2,508	-
長期差入保証金	240,756	238,574	2,182
資産計	2,859,964	2,857,781	2,182
未払手数料	405,835	405,835	-
未払委託調査費	205,562	205,562	-
その他未払金	78,477	78,477	-
未払費用	428,653	428,653	-
預り敷金保証金	217,532	216,297	1,235
負債計	1,336,061	1,334,826	1,235

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
預金	768,307	-	-	-
未収委託者報酬	655,853	-	-	-
未収運用受託報酬	226,054	-	-	-
未収投資助言報酬	48,828	-	-	-
未収収益	917,654	-	-	-
未収入金	2,508	-	-	-
長期差入保証金	-	240,756	-	-

（有価証券関係）

第13期 （平成23年３月31日現在）	第14期 （平成24年３月31日現在）
重要性が低いと判断したため記載を省略しております。	重要性が低いと判断したため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第13期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日	第14期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第13期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日	第14期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日
１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。 ２．退職給付債務 (1) 退職給付債務 482,224千円 (2) 退職給付引当金 482,224千円 ３．退職給付費用 勤務費用 103,207千円	１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。 ２．退職給付債務 (1) 退職給付債務 395,793千円 (2) 退職給付引当金 395,793千円 ３．退職給付費用 勤務費用 82,846千円

（税効果会計関係）

第13期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	第14期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
（単位：千円）	（単位：千円）
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金超過額 196,217	退職給付引当金超過額 141,061
賞与引当金 58,973	役員退職慰労引当金 51,510
未払費用 258,982	賞与引当金 31,195
税務上の営業権計上額 608,298	未払費用 144,621
その他 9,332	税務上の営業権計上額 242,598
繰越欠損金 1,691,188	その他 35,395
繰延税金資産小計 2,822,993	繰越欠損金 1,926,432
評価性引当金 2,822,993	繰延税金資産小計 2,572,811
繰延税金資産合計 -	評価性引当金 2,572,811
繰延税金負債 -	繰延税金資産合計 -
繰延税金資産の純額 -	繰延税金負債 -
	資産除去債務 18,451
	繰延税金資産(負債)の純額 18,451
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳
当事業年度は課税所得が発生していないため、差異の原因についての記載を省略しております。	当事業年度は課税所得が発生していないため、差異の原因についての記載を省略しております。
	3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
	「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から平成26年4月1日以降に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率を40.69%から38.01%に、平成27年4月1日以降に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については35.64%に変更しております。なお、この税率変更の影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

第13期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	第14期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日								
当社は建物等の賃借契約において、建物等の所有者との間で定期建物賃借契約書を締結しておりますが、当社が退去時における原状回復に係る義務を有していないため、資産除去債務を計上しておりません。	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃借契約に伴う原状回復義務等であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td><td>51,707千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>445千円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td><u>52,153千円</u></td></tr> </table>	期首残高	- 千円	有形固定資産の取得に伴う増加額	51,707千円	時の経過による調整額	445千円	期末残高	<u>52,153千円</u>
期首残高	- 千円								
有形固定資産の取得に伴う増加額	51,707千円								
時の経過による調整額	445千円								
期末残高	<u>52,153千円</u>								

（セグメント情報等）

第13期

自 平成22年 4 月 1 日

至 平成23年 3 月31日

（セグメント情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,804,714	808,306	1,172,399	5,785,419

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
4,458,536	731,661	277,934	317,288	5,785,419

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	1,056,553	なし
BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	731,661	なし

（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第14期

自 平成23年 4 月 1 日

至 平成24年 3 月31日

(セグメント情報)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1．製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	2,793,423	907,312	1,449,701	5,150,437

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	オランダ	フランス	その他	合計
3,492,320	610,816	430,628	268,276	348,395	5,150,437

(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	677,917	なし
BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	610,479	なし

(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者関係）

1．関連当事者との取引

第13期（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ビー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,397百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	-	預金	1,073,099
							資金の借入（注1）	1,200,000	関係会社借入金	300,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ビー・パリバアセットマネジメント ブラジル	Avenida Presidente Juscelino Kubitschek, n.º 510, 14th floor, Sã o Paulo. SP. Brazil. CEP n.º 04543 - 906	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払（注2）	340,318	未払委託調査費	120,626
親会社の子会社	BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	33, rue de GasperichL - 5826 Howald - Hesperange	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入（注3）	15,641	未収運用受託報酬	2,642
							その他営業収益の受入（注3）	716,020	未収収益	654,158
							業務委託費の支払（注3）	573	未払費用	573
親会社の子会社	BNPパリバ証券会社東京支店	東京都千代田区丸の内1-9-1	795億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入（注3）	223,121	預り敷金保証金	223,121

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注2）委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

（注3）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注4）上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第14期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ビー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,415百万ユーロ	銀行業	直接0.0% 間接99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1） 資金の返済（注1）	- 300,000	預金	758,379

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	33, rue de GasperichL - 5826 Howald - Hesperange	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入（注2）	21,320	未収運用受託報酬	27,448
							その他営業収益の受入（注2）	589,158	未収収益	614,677
							業務委託費の支払（注2）	757	未払費用	35
親会社の子会社	BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	795億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入（注2）	217,532	預り敷金保証金	217,532
							不動産賃貸料の支払（注2）	140,368		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注2）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注3）上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

(1株当たり情報)

第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日		第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	
1株当たり純資産	141,632円	1株当たり純資産	109,546円
1株当たり当期純損失	36,924円	1株当たり当期純損失	32,085円
損益計算書上の当期純損失	332,316千円	損益計算書上の当期純損失	288,773千円
1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	332,316千円	1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	288,773千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数・普通株式	9,000株	期中平均株式数・普通株式	9,000株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。	

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第15期中間会計期間末 (平成24年9月30日)		
資産の部				
科目	注記 番号	内訳	金額	
流動資産	* 1		千円	
預金			669,900	
前払費用			11,720	
未収委託者報酬			501,477	
未収運用受託報酬			191,022	
未収投資助言報酬			137,390	
未収収益			741,181	
立替金			11,528	
1年以内回収予定差入保証金			223,121	
その他			2,597	
流動資産計			2,489,940	
固定資産				
有形固定資産				
建物				134,254
器具備品				1,707
有形固定資産計				135,961
無形固定資産				
ソフトウェア				1,694
のれん				95,857
無形固定資産計				97,551
投資その他の資産				
長期差入保証金			17,635	
その他			6,000	
投資その他の資産計			23,635	
固定資産計			257,149	
資産合計			2,747,089	

期別		第15期中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
負債の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
流動負債	* 2		千円
預り金			53,434
未払金			674,896
未払手数料		288,378	
未払委託調査費		162,659	
その他未払金		223,858	
未払費用			576,579
未払法人税等			8,932
未払消費税等			1,461
賞与引当金			159,435
役員賞与引当金			23,325
1年以内返済予定預り敷金保証金			217,532
流動負債計			1,715,598
固定負債			
退職給付引当金			380,491
役員退職慰労引当金			145,979
資産除去債務			52,538
繰延税金負債		17,302	
固定負債計		596,312	
負債合計		2,311,910	
純資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
株主資本			
資本金			450,000
資本剰余金			
資本準備金		7,777	
その他資本剰余金		1,907,867	
資本剰余金合計			1,915,644
利益剰余金			
利益準備金		75,500	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		2,005,965	
利益剰余金合計			1,930,465
株主資本合計			435,178
純資産合計			435,178
負債・純資産合計		2,747,089	

(2) 中間損益計算書

期別		第15期中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額
営業収益			千円
委託者報酬			1,018,425
運用受託報酬			293,049
投資助言報酬			95,846
その他営業収益			489,340
営業収益計			1,896,661
営業費用			
支払手数料			526,207
広告宣伝費			6,129
調査費			238,598
調査研究費		35,029	
委託調査費		203,569	
委託計算費			102,249
営業雑経費			24,519
印刷費		21,481	
協会費		3,038	
営業費用計			897,704
一般管理費			
給料			632,648
役員報酬		47,322	
給料・手当		585,325	
業務委託費			213,986
交際費			651
旅費交通費			19,764
租税公課			9,081
不動産賃借料			135,317
賞与引当金繰入額			99,789
役員賞与引当金繰入額			13,625
退職給付費用			47,793
役員退職慰労引当金繰入額			1,450
固定資産減価償却費	* 1		5,687
のれん償却費			52,285
諸経費			167,749
一般管理費計			1,399,831
営業損失			400,873
営業外収益			
受取利息			1
雑益			3,533
営業外収益計			3,535
営業外費用			
支払利息			385
為替差損			59,663
雑損失			433
営業外費用計			60,481
経常損失			457,820
特別損失			
割増退職金			92,168
特別損失計			92,168
税引前中間純損失			549,988
法人税、住民税及び事業税			1,900

期別		第15期中間会計期間 （自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日）	
科目	注記 番号	内訳	金額
法人税等調整額			1,149
法人税等合計			750
中間純損失			550,739

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位 : 千円)

第15期中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)			
株主資本			
資本金	当期首残高		450,000
	当中間期変動額		-
	当中間期末残高		450,000
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		7,777
	当中間期変動額		-
	当中間期末残高		7,777
その他資本剰余金	当期首残高		1,907,867
	当中間期変動額		-
	当中間期末残高		1,907,867
資本剰余金合計	当期首残高		1,915,644
	当中間期変動額		-
	当中間期末残高		1,915,644
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高		75,500
	当中間期変動額		-
	当中間期末残高		75,500
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		1,455,226
	当中間期変動額	中間純損失	550,739
		当中間期変動額合計	550,739
	当中間期末残高		2,005,965
利益剰余金合計	当期首残高		1,379,726
	当中間期変動額		550,739
	当中間期末残高		1,930,465
株主資本合計	当期首残高		985,918
	当中間期変動額		550,739
	当中間期末残高		435,178
純資産合計	当期首残高		985,918
	当中間期変動額		550,739
	当中間期末残高		435,178

重要な会計方針

第15期中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、耐用年数は、建物については主として6年～18年、器具備品については主として3年～17年であります。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）としております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却にしております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員への退職金の支出に備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金の当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第15期中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	
建物	14,905千円
器具備品	6,914千円
*2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第15期中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	5,295千円
無形固定資産	391千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第15期中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)
普通株式	9,000	-	-	9,000
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第15期中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)
1. ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。
2. オペレーティング・リース取引は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料
(借主側)
1年内 228,863 千円
<u>1年超 11,483 千円</u>
合 計 240,347 千円
(貸主側)
1年内 96,797 千円
<u>1年超 - 千円</u>
合 計 96,797 千円

(金融商品関係)

第15期中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)			
金融商品の時価等に関する事項 平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。 (単位:千円)			
科 目	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	669,900	669,900	-
未収委託者報酬	501,477	501,477	-
未収運用受託報酬	191,022	191,022	-
未収投資助言報酬	137,390	137,390	-
未収収益	741,181	741,181	-
1年以内回収予定差入保証金	223,121	223,121	-
資産計	2,464,093	2,464,093	-
未払手数料	288,378	288,378	-
未払委託調査費	162,659	162,659	-
その他未払金	223,858	223,858	-
未払費用	576,579	576,579	-
1年以内返済予定預り敷金保証金	217,532	217,532	-
負債計	1,469,008	1,469,008	-
(注1)金融商品の時価の算定方法 (1)預金 預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (2)未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益 これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (3) 1年以内回収予定差入保証金 これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (4) 未払手数料、未払委託調査費 これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (5)その他未払金、未払費用、1年以内返済予定預り敷金保証金 これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。			

(有価証券関係)

第15期中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)
重要性が低いため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

第15期中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第15期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高 52,153千円 時の経過による調整額 385千円 当中間会計期間末残高 52,538千円

(セグメント情報等)

第15期中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)				
(セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報)				
1. 製品及びサービスごとの情報				
(単位：千円)				
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,018,425	388,896	489,340	1,896,661
2. 地域ごとの情報				
(1)営業収益 (単位：千円)				
日 本	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
1,303,349	146,655	246,357	200,298	1,896,661
(注)投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基 に記載しております。				
(2)有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の合計が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域 ごとの有形固定資産の記載を省略しております。				
3. 主要な顧客ごとの情報				
(単位：千円)				
顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名		
BNPパリバ・ブラジル・ ファンド(株式型)	226,618	なし		
BNPパリバ・インベストメント・ パートナーズ・オランダ	246,357	なし		
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

(1株当たり情報)

第15期中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)	
● 1株当たり純資産額	48,353円
● 1株当たり中間純損失	61,193円
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間純損失	550,739千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	550,739千円
期中平均株式数	普通株式 9,000株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」といいます。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」といいます。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「関係者」に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

「受託会社」

名称及び資本金の額

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

平成24年3月末日現在 資本金 324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託受託会社：

名称及び資本金の額

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

平成24年3月末日現在 資本金 10,000百万円

事業の内容

信託業法に基づき信託業務を営んでいます。

「販売会社」

名称及び資本金の額

a．株式会社広島銀行

平成24年3月末日現在 資本金 54,573百万円

b．ソシエテ・ジェネラル証券会社 東京支店

平成24年12月末日現在 資本金 290,543千円ドル

事業の内容

a．銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。

b．「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

2【関係業務の概要】

「受託会社」

ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。

「販売会社」

当ファンドの販売会社として募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

3【資本関係】

該当事項ありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

平成24年4月27日 有価証券報告書

平成24年10月31日 半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年 2月26日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 善孝
業務執行社員指定社員 公認会計士 宮崎 哲
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている為替参照ファンド2007-02の平成24年2月7日から平成25年2月6日までの第6期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、為替参照ファンド2007-02の平成25年2月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月20日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月14日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。